

委員長の選出について

<久留米市中小商工業融資委員会>

職名	氏名	備考
委員長		

【参考】久留米市中小商工業融資委員会 規則（抜粋）

（委員長および副委員長）

第6条 委員会に委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。

久留米市中小商工業融資委員会委員名簿（H29. 6. 22～H30. 8. 31）

	氏名	備考
市 議 会	坂井 政樹	久留米市議会議員
	田住 和也	久留米市議会議員
	早田 耕一郎	久留米市議会議員
	原口 和人	久留米市議会議員
	藤林 詠子	久留米市議会議員
業 者 代 表	○ 穴見 英三	久留米商工会議所専務理事
	津福 信子	久留米商工会議所女性会会長
	秋吉 久美子	久留米南部商工会女性部部长
	檜原 史子	久留米東部商工会女性部部长
	小林 整子	田主丸町商工会女性部部长
	西 珠子	中小企業診断士
金 融 機 関	井上 浩一	福岡銀行久留米営業部長
	大野 斉	筑邦銀行融資部長
	末次 公仁	筑後信用金庫常勤理事
	伊藤 浩太	福岡県信用保証協会久留米支所長

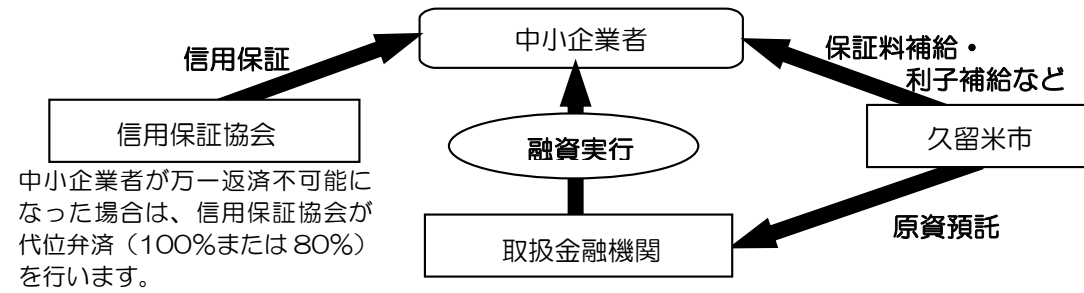
◎委員長、○副委員長

事務局：久留米市商工観光労働部商工政策課

久留米市中小企業融資制度

1. 久留米市中小企業融資の仕組み

この制度は、市内中小企業の皆様の経営の安定にお役立ていただくことを目的として、久留米市と福岡県信用保証協会及び取扱金融機関との相互協力により成り立っています。



2. 久留米市中小企業融資制度

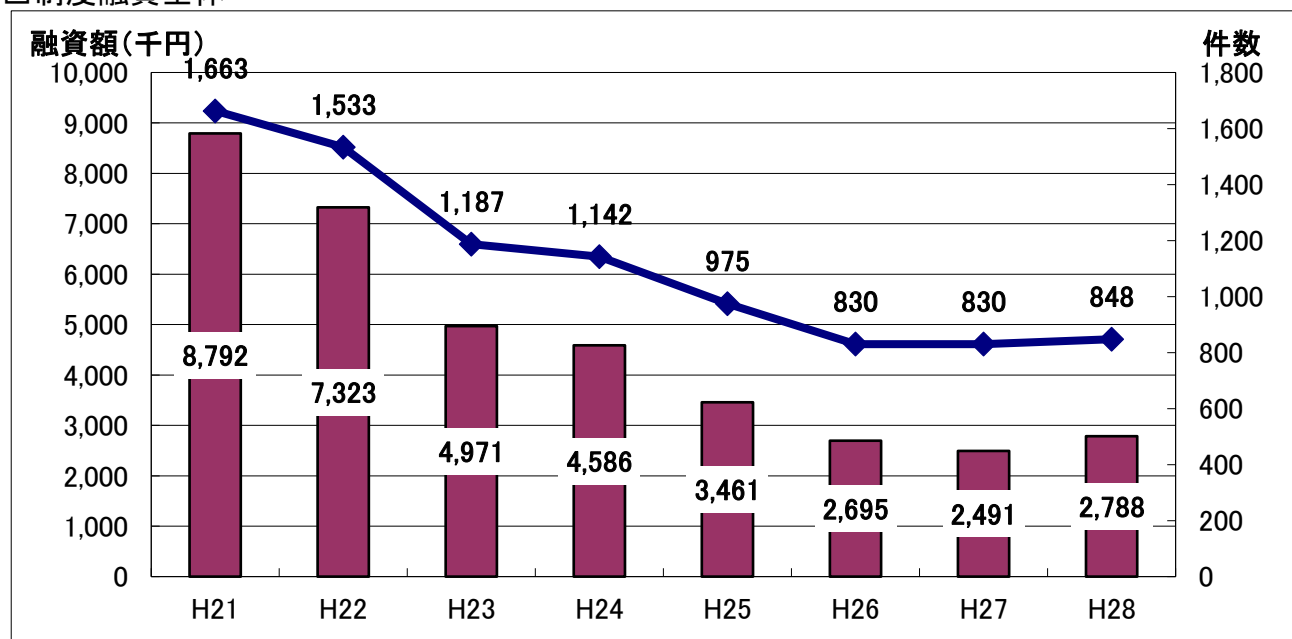
平成29年4月1日現在

制度名	使 途	限度額	利率 ※2	借入期間 (据置)	保証料率 ※3	保証人	要件 ※1	申込場所	指定金融機関	保証料補給	利子補給
長期事業資金	設 備 運 転	5,000 万円	1.7% (1.5%)	運転7年 設備10年 (1年)	0.45~ 0.92%	原則不要 (法人は代表者)	共通要件のみ	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行		
経営 安定 資金	小口資金	1,250 万円	1.6% (1.4%)	5年 (6ヶ月)	0.45~ 0.92%	原則不要 (法人は代表者)	共通要件のみ	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課 久留米商工会議所 市内各商工会 指定金融機関	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 十八銀行 西日本シティ銀行	○	
	小規模企業者 振興資金	1,250 万円	1.3%								
	短期安定資金	1,000 万円	1.5% (1.3%)	1年	0.45~ 0.92%	原則不要 (法人は代表者)	特に緊急に必要と認められる資金				
緊急 経営 支 援 資 金	一般枠	1,000 万円	1.46% (1.26%)	7年 (1年)	0.45~ 0.84%	原則不要 (法人は代表者)	次の①~③いずれかに該当する方 ①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく認定を受けた方 ②最近3ヶ月の売上高が前年同期と比較して10%以上減少した方 ③災害等の発生により被害を受けた方(限定付で設備資金の申込可)	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課 久留米商工会議所 市内各商工会 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	親和銀行 北九州銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県南部信用組合 とびうめ信用組合 商工中金	○	○
	経済対策特別枠						1,000 万円				
新事業展開支援資金	設 備 (汎用性の高いものを除く)	5,000 万円	1.3%	10年 (1年)	0.3~ 0.6%	原則不要 (法人は代表者)	次の①と②いずれかに該当する方 ①新商品等の開発または生産を行う方 ②1年以上同一事業を行っている方で、新たな分野への進出 (日本標準産業分類表の小分類が異なるもの)を行う方	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫		○ (一部)
都心部・地域商業 賑わい創出支援資金	設 備 (1)店舗の新・改装費 (2)商店街整備事業に 必要な資金	(1)3,000 万円 (2)5,000 万円	1.3%	10年 (1年)	0.3~ 0.6%	原則不要 (法人は代表者)	(1)小売業者及び飲食業者で、次のいずれかに該当する方 ①都市計画区域における商業地区で営業する方 ②市内商工団体が実施する地域商業空き店舗対策事業の補助対象区域で営 業する方 (2)協同組合など	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 筑後信用金庫	○	○
新規開業資金	設 備 運 転	750万円 (特定創業支 援事業を受 けられた方 は1,000 万円)	1.26%	10年 (1年)	0.72%	原則不要 (法人は代表者)	次の①と②すべてに該当する方 ①市内で貸付実行日から1ヶ月(会社は2ヶ月)以内(特定創業支援事業 の支援を受けられた場合は6ヶ月以内)に開業する具体的な計画がある方、 または申込時点で開業後6ヶ月未満の方 ②次のいずれかに該当する方 ・「創業塾」(久留米商工会議所)、「創業支援塾」(久留米東部商工会)、または 「女性の起業セミナー」(久留米市男女平等推進センター)を融資申込の 日前2年以内に受講し、かつ良好な成績で修了している方 ・㈱ハイマート久留米が実施する「街なか起業家支援事業」において、融資 申込の日と同一会計年度に十分な経営指導を受けている方	久留米市 新産業創出支援課	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 親和銀行 北九州銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県南部信用組合 とびうめ信用組合 商工中金	○	○
			1.16%				上記に該当する方で、次のいずれかに該当する方 ・女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)の方(年齢は融資申込時点) ・特定創業支援事業の支援を受けられた方 ・市外から転入し18ヶ月以内に融資申し込みを行う方、または、保証決定 時点までに市外から転入した方				

※()内の利率はセーフティネット保証1~6号利用時に適用されます。

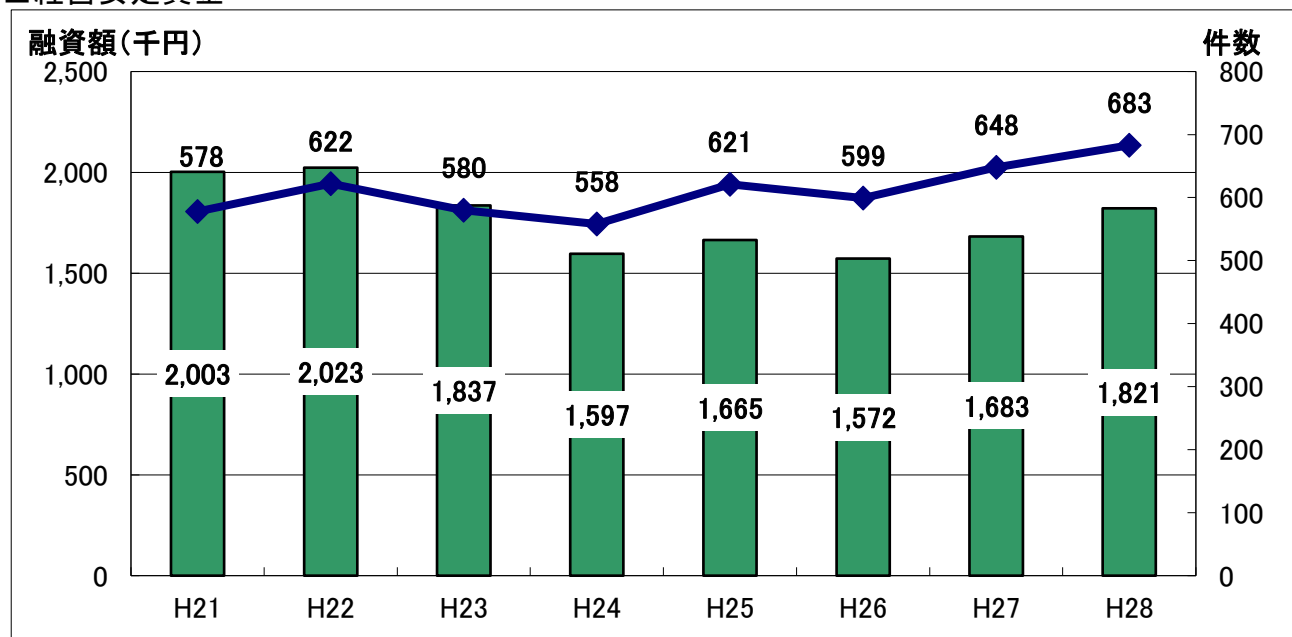
久留米市制度融資の融資額および融資件数の推移(平成21年度～平成28年度)

□制度融資全体



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
融資額(千円)	8,791,694	7,323,108	4,970,695	4,586,497	3,461,173	2,695,020	2,490,527	2,787,733
件数(件)	1,663	1,533	1,187	1,142	975	830	830	848

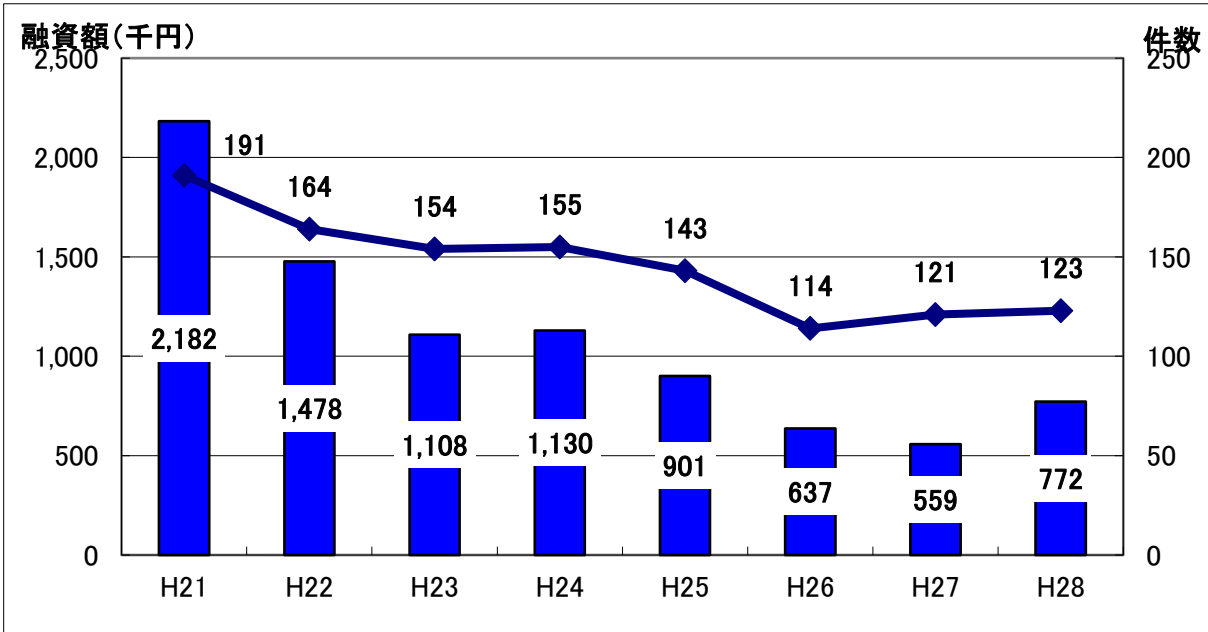
■経営安定資金



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
融資額(千円)	2,002,897	2,022,985	1,836,635	1,596,795	1,664,915	1,572,350	1,682,764	1,821,227
件数(件)	578	622	580	558	621	599	648	683

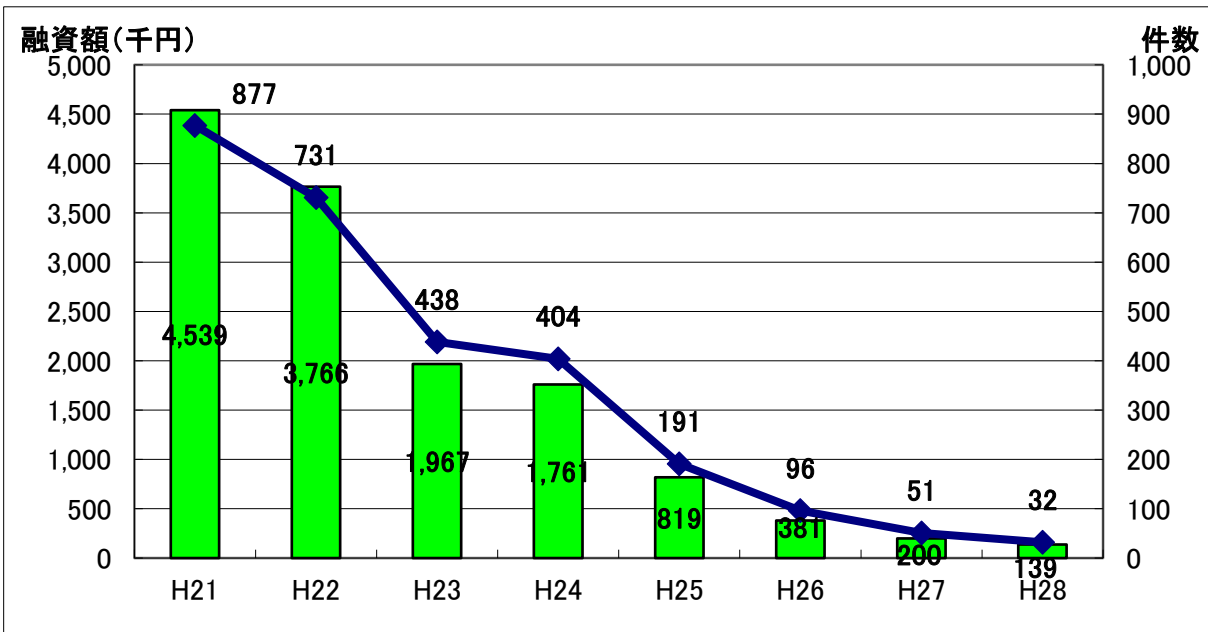
久留米市制度融資の融資額および融資件数の推移(平成21年度～平成28年度)

■長期事業資金



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
融資額(千円)	2,182,319	1,478,146	1,108,310	1,130,270	900,961	637,466	558,520	771,928
件数(件)	191	164	154	155	143	114	121	123

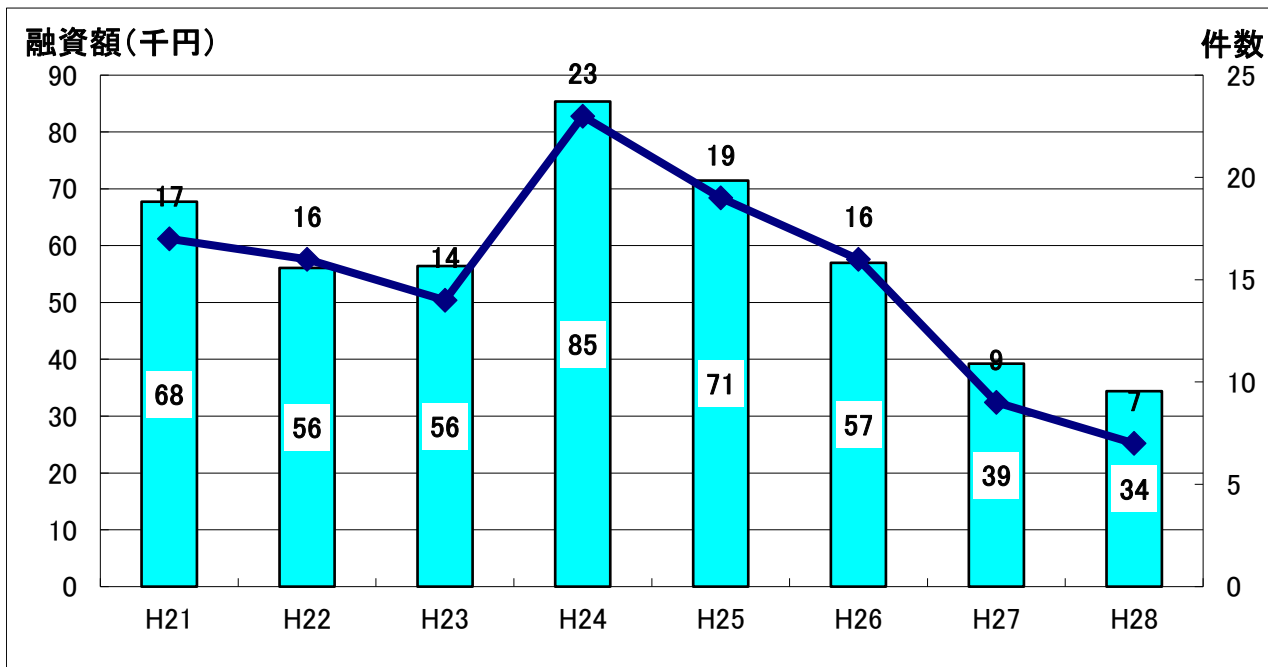
■緊急経営支援資金



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
融資額(千円)	4,538,740	3,765,920	1,966,950	1,761,095	818,859	381,200	200,000	138,700
件数(件)	877	731	438	404	191	96	51	32

久留米市制度融資の融資額および融資件数の推移(平成21年度～平成28年度)

■新規開業資金

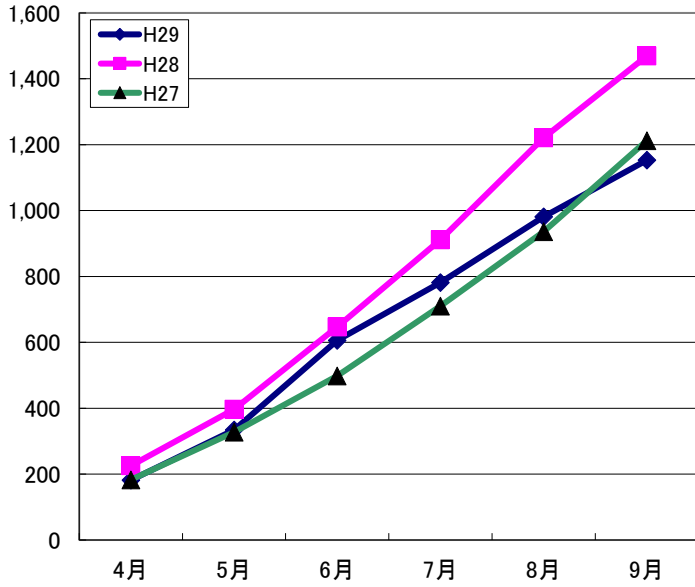


	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
融資額(千円)	67,738	56,057	56,400	85,337	71,438	57,004	39,243	34,378
件数 (件)	17	16	14	23	19	16	9	7

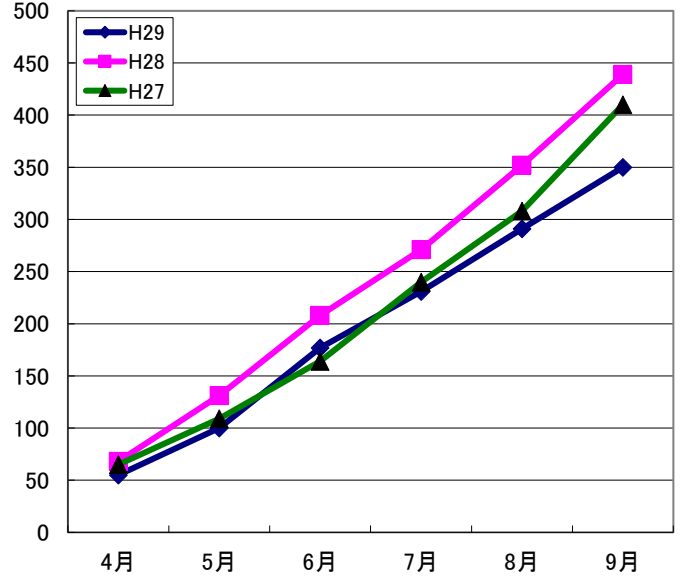
平成29年度 久留米市制度融資の融資額および融資件数の推移

□ 制度融資全体

融資額(千円)



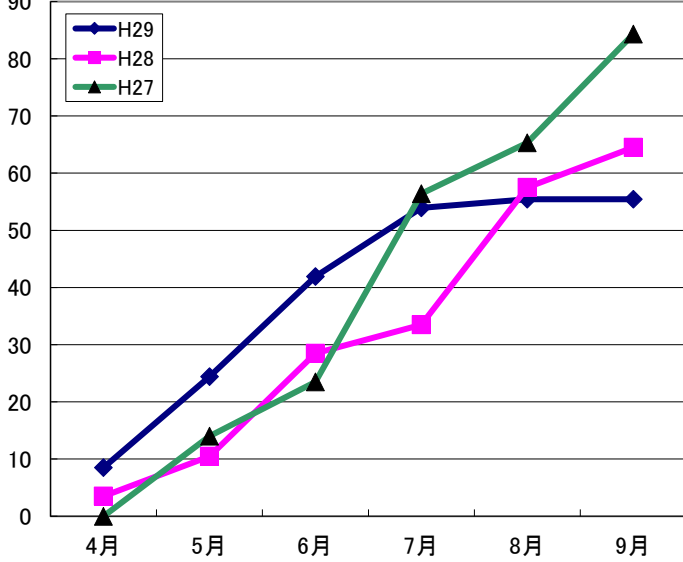
件数



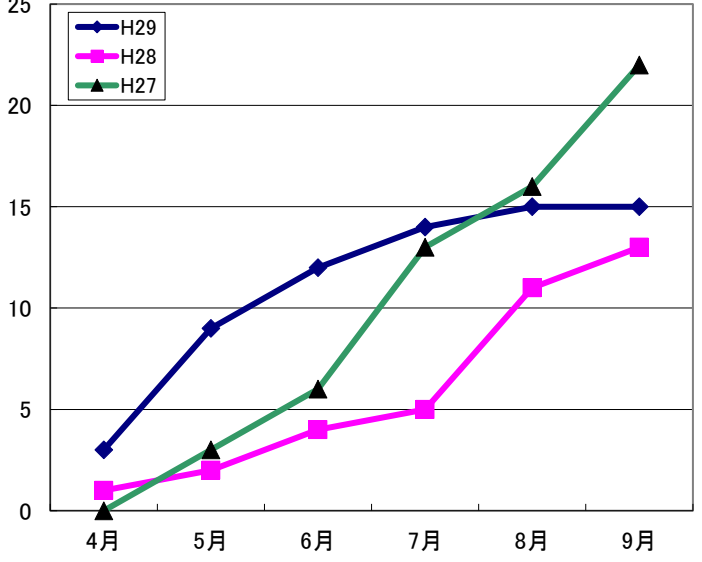
	融資額(千円)						件数					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
H29	181,718	334,448	606,340	781,810	981,320	1,152,940	55	100	177	231	291	350
H28	225,437	397,097	647,047	911,347	1,220,687	1,469,257	68	131	208	271	352	439
H27	182,840	327,551	497,951	710,351	936,276	1,212,452	65	109	164	240	308	410

■ 緊急経営資金

融資額(千円)



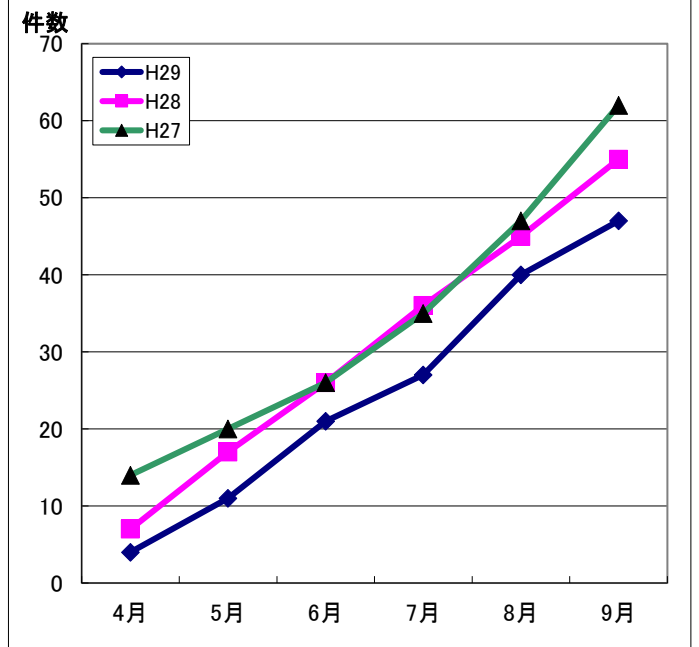
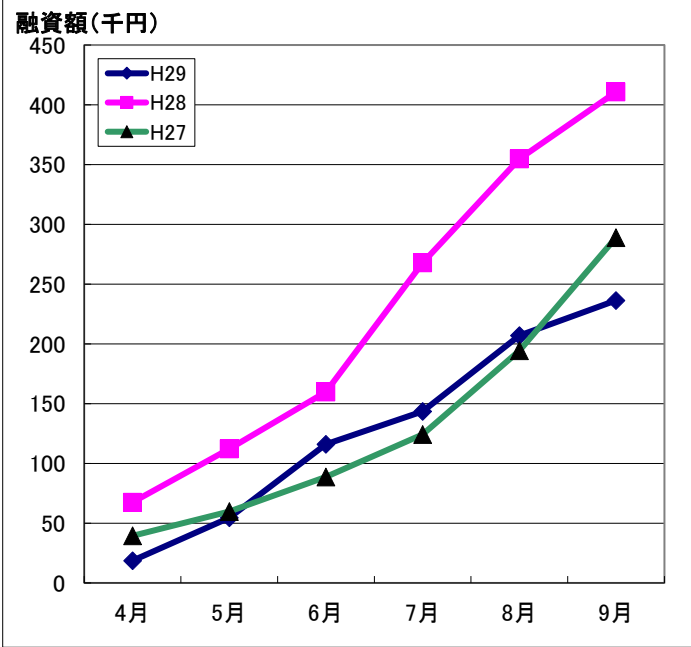
件数



	融資額(千円)						件数					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
H29	8,500	24,430	41,930	53,930	55,430	55,430	3	9	12	14	15	15
H28	3,500	10,500	28,500	33,500	57,500	64,500	1	2	4	5	11	13
H27	0	14,000	23,500	56,400	65,300	84,300	0	3	6	13	16	22

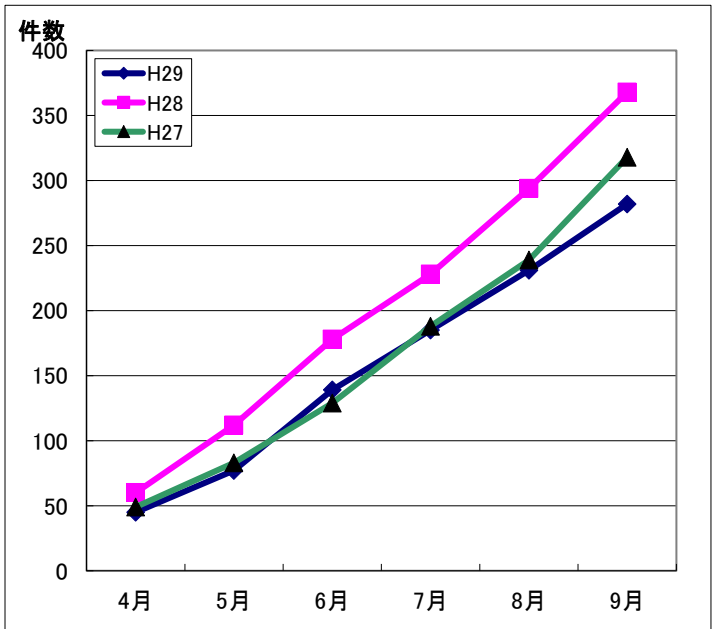
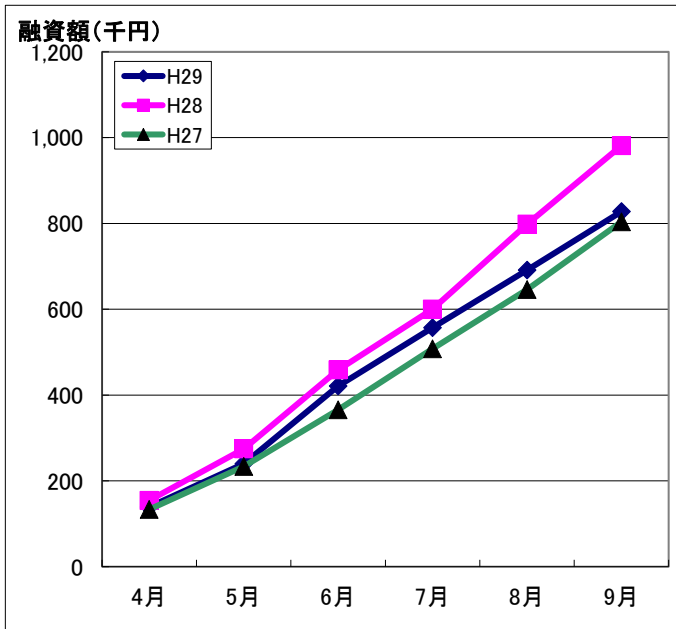
平成29年度 久留米市制度融資の融資額および融資件数の推移

■長期事業資金



	融資額(千円)						件数					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
H29	18,660	54,660	115,960	143,460	206,960	236,380	4	11	21	27	40	47
H28	67,500	112,100	159,750	267,750	354,750	410,750	7	17	26	36	45	55
H27	39,400	59,700	88,700	124,300	194,300	289,000	14	20	26	35	47	62

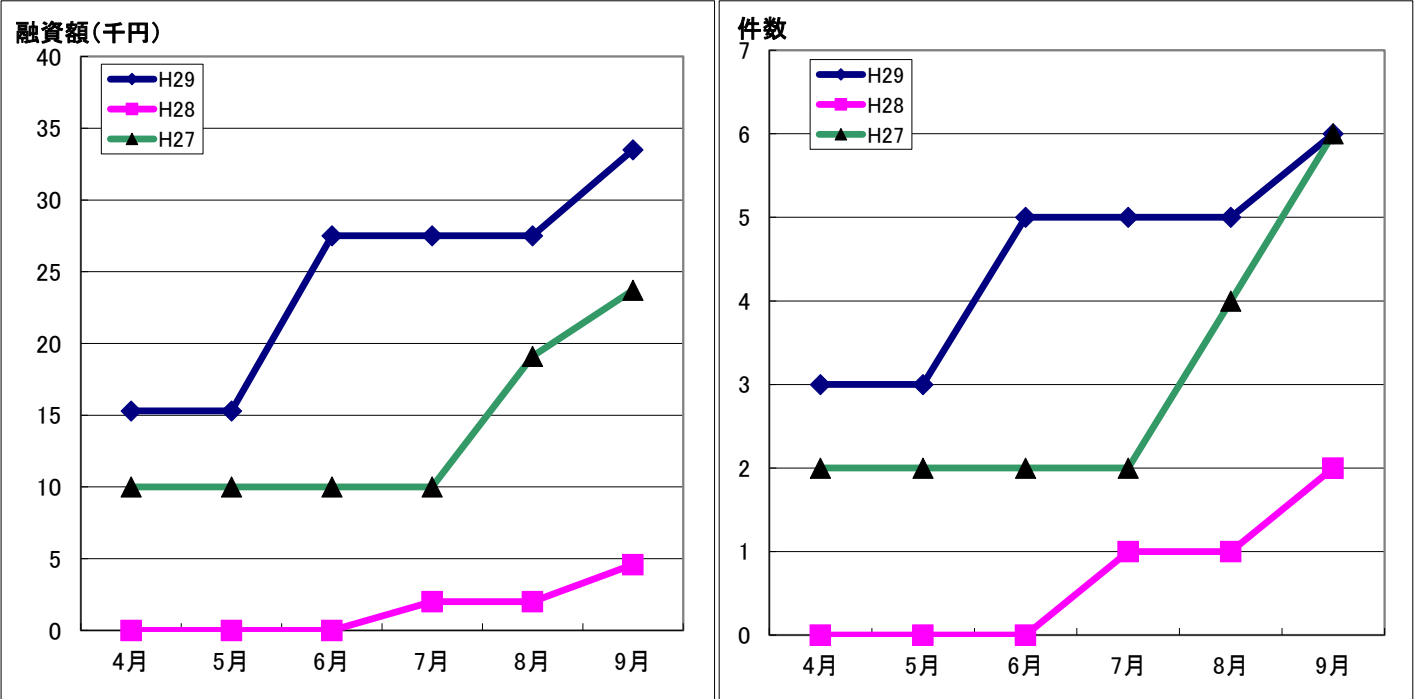
■経営安定資金



	融資額(千円)						件数					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
H29	139,258	240,058	420,950	556,920	691,430	827,630	45	77	139	185	231	282
H28	154,437	274,497	458,797	600,097	798,437	981,417	60	112	178	228	294	368
H27	133,440	233,851	365,751	508,051	645,961	803,837	49	83	129	188	239	318

平成29年度 久留米市制度融資の融資額および融資件数の推移

■新規開業資金



	融資額(千円)						件数					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
H29	15,300	15,300	27,500	27,500	27,500	33,500	3	3	5	5	5	6
H28	0	0	0	2,000	2,000	4,590	0	0	0	1	1	2
H27	10,000	10,000	10,000	10,000	19,115	23,715	2	2	2	2	4	6

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案の概要

平成29年2月
経済産業省

1. 法律改正の趣旨

信用補完制度を通じて、中小企業の経営改善・生産性向上（経営の改善発達）を促進するため、新たなセーフティネットとして危機関連保証の創設や小規模事業者等への支援拡充を行うとともに、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業の経営の改善発達の支援の強化等の所要の措置を講じる。

2. 法律改正の概要

(1) 中小企業信用保険法の一部改正

- ①大規模な経済危機、災害等の事態に際して、予め適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネットとして危機関連保証を創設。
- ②小規模事業者の持続的発展を支えるため、特別小口保険の付保限度額を拡充する（1250万円→2000万円）。

(2) 創業・事業承継についての中小企業信用保険に関する法律の一部改正

- ・創業チャレンジを促すべく、創業関連保証の付保限度額を拡充する（1000万円→2000万円）。
- ・事業承継を一層促進するため、法の認定を受けた中小企業の代表者個人が承継時に必要とする資金（株式取得資金等）を信用保険の対象とする。

(3) 信用保証協会法の一部改正

- ①信用保証協会の業務に中小企業に対する経営支援を追加するとともに、業務の運営に当たっては信用保証協会と金融機関が連携する旨を規定。
- ②信用保証協会が地方創生に一層の貢献を果たすべく、事業再生ファンドのみならず、創業や中小企業の経営改善を支援することを目的とするファンドへの出資を新たに可能とする。

3. 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日